

京都市告示第 1 2 2 号

京都市里道管理条例第 4 条の規定に基づき、里道を次のように廃止及び変更します。

当該里道の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 6 年 5 月 1 日

京都市長 門川 大作

(廃止する里道)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	大原里 0 1 8 4 号	京都市左京区大原来迎院町394番地地先 京都市左京区大原来迎院町394番地地先

(変更する里道)

整理番号	路 線 名	旧 新	起 点 終 点
1	大原里 0 6 2 3 号	旧	京都市左京区大原来迎院町401番地地先 京都市左京区大原来迎院町399番地の2地先
		新	京都市左京区大原来迎院町401番地地先 京都市左京区大原来迎院町394番地地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)